

奈良市と市民生活協同組合ならコープとの包括連携に関する協定書

奈良市（以下「甲」という。）と市民生活協同組合ならコープ（以下「乙」という。）は、奈良市内における地域の活性化及び市民サービスの向上を推進するため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携と協力を図り、市民サービスの更なる向上及び地域の一層の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、取り組むものとする。

- （1） 地域活性化に資する活動に関すること
- （2） 再生可能エネルギー導入の普及促進や、脱炭素化に向けたまちづくりに関すること
- （3） 高齢者及び障がい者等の買い物支援、見守りに関すること
- （4） 防災・防犯、災害時の物資供給に関すること
- （5） 地域経済の振興、地産地消に関すること
- （6） 健康、福祉、子育て支援、教育に関すること
- （7） 市政情報の広報に関すること
- （8） その他市民サービスの向上に関すること

（具体的な取組の内容及び実施方法）

第3条 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に実施・促進するため、適宜協議を行い、具体的な取組内容及び実施方法については別途取り決めるものとする。

（個別協定等）

第4条 甲及び乙は、前条に掲げる連携事項を実施するため、必要に応じ個別協定等を締結することができる。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定により相手方に開示する情報等のうち、秘密である旨指定された情報（以下「秘密情報」という。）について、相手方の事前の書面による同意がない限り、第三者に開示し、又は第1条に定める目的以外に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。

- （1） 相手方から開示を受ける前に既に公知がなされたもの

- (2) 相手方から開示を受ける前に既に自ら保有していたもの
- (3) 開示を受けた側の当事者の責によらずに公知となったもの
- (4) 開示を受けた側の当事者が後に秘密保持の義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
- (5) 法令による開示を求められたもの
- (6) 前各号に定めるもののほか、甲及び乙が協議の上、開示することが適当と認められるもの

2 甲及び乙は、前項の秘密情報について、善良なる管理者の注意を持って管理し、及び保管しなければならない。

3 前2項の規定は、本協定の有効期間終了後も、なおその効力を有するものとする

(有効期間および解約)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。

2 本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも書面による解約の意思表示がないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協定の見直し)

第7条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が署名のうえ、各自1通を保有する。

令和6年10月19日

甲 奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長

乙 奈良県奈良市恋の窪一丁目2番2号
市民生活協同組合ならコープ
代表理事